琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係 軍用地問題（視察・報告・調査資料）(1)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2019-02-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648

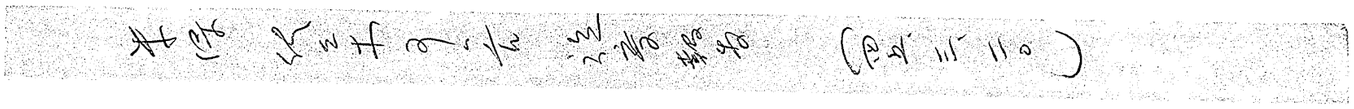

秘
無期限

[illegible]課長　条約課長
[illegible]課長　法規課長

北米[illegible]課長　安全保障課長
松田事務[illegible]

米軍基地視察報告（沖縄、フィリッピン、タイ）

（45.3.20
米保
佐々木）

3月9日より18日まで沖縄、フィリッピンおよびタイにおける米軍基地視察のため出張した際、沖縄においては米軍人等による犯罪および米軍に対する民事請求、フィリッピンにおいては米比間の刑事裁判管轄権問題、タイにおいては労務者

GA-5　外務省

回覧番号
米保

解雇問題等につきそれぞれ関係者から事情を聴取する機会があったので以下沖縄、フィリッピン、タイのそれぞれにつき要旨[illegible]とりまとめ報告する。

GA 6　外務省

I. 沖縄における民事請求権の取扱いについて、

沖縄の基地視察のため出張中の仕之木が米民政府、琉球政府および他の関係者から沖縄における民事請求権の取扱いについて聴取したところ要旨参考まで。

I 損害賠償請求手続

(1) 米軍および米軍構成員の不法行為にもとづく損害賠償について、被害を受けた琉球民間人の損害賠償請求の通例の窓口は地方の市町村であり、そこから米軍の関係部隊に請求書が送付される。しかしこの方法によると被害者個人と米軍関係者との直接の交渉になり、被害者に満足のいく解決が得られることが多かったことはしばしば指摘されているとおり

である。最近では地方の平刑科統場

が事例を ~~はられた~~ 琉球政府法務局民事部に

連絡し、琉政関係者が事実関係の

調査を行うが、主に民事部土地課が

被害者の相談にのり、助言を与え、最

終的に請求額の算定を行い、それを

米軍に送付する ことといている。但し米軍内部においては各軍、各部隊に Claims officer が

おり、独自に損害賠償の調査を行うので、請求書等がいずれの米軍賠償部

に送付されるかわからない場合があり、

かかる場合には、土地課は民政府の法

務局の land division に請求書等を送付

する ~~しかしこれがいずれも義務ではな~~ が、この手続は、

~~と~~ 慣行として ~~とられる手続は~~ 確立 ~~していな~~ したものではな

い。なお、米軍構成員等による交通事故

等の場合、当該米人が保険 ~~会社~~ に加入

している場合は、米軍の勾を経ず直接

個人が保険会社に請求する場合もあ

るとのことであった。

(7) 損害賠償請求の手続面において、民政府は、琉球政府から送付された請求書をいずれの米軍関係者に送付すべきかを figure out しそれを当該米軍担当官に送付するが、その際実質的内容の調査等を行うことはしない。従って損害賠償についての交渉は被害者個人と米軍の損害賠償担当官又は被害者を代表して琉球政府、具体的には民事部土地課と米軍担当官との間で行われている。

最終的には米軍内部で いわば一方的に 賠償額が決定され、調査内容および最終決定の法的根拠等は公表されない。

2. 問題点

日本本土における米軍に対する民事請求については、地位協定により防衛隊（自衛隊以外の米軍）については相互に請求権を放棄し、第3者に対する請求権については、公務中と公務外に分けられ、日米相

方の負担範囲が明確にされ、関係国内法も整備されている。更に米軍基地運営に関連して発生するいわゆる基地従業等地位協定の枠内で解決できないものについても、防衛施設周辺整備法上の措置、見舞金、補償金等により被害者保護が一応行き渡っている。これに反して沖縄においては、すでに述べたとおり損害賠償請求の手続面の制度が十分確保されていず、損害賠償の適用され

る法律は実質的に Foreign claims Act およびそれに基づく米軍内部の諸規則に限られている。特に問題となるのは Foreign claims Act をもってしても解決できぬものである。Foreign claims Act はそもそも、個人は国家に対して民事請求を提起し得ないとつ米国（英米法上の）の立場からして事件を解決するために設定されたものといわれているが、Foreign claims

Actの解釈問題として、米軍要員等の行為にもとづく損害について、いわゆる過失責任主義なのか、又は無過失責任主義がとられているのか明確でない。過去の例からみると、米軍は過失責任主義をとっているからである。この解釈におれば、米軍基地の存在それ自体から生じるところの例えば基地公害等に対する補償を解決することはそもそも問題外になる。このように~~基地公害等~~

国家に帰せられるべき補償責任についてその責任範囲と責任者が明らかでなく、又流球政府内部においても、事実関係の調査は別として民事部土地課が損害賠償と国家補償等の問題を画一的に取り扱っているからである。基本的には、米軍と住民との間に立つ第3者（日本本土における日本政府）が存在しないこと、又は日本政府に代るものとして米民

政府が、住民に対する国家保護の
機能を果していないことが問題な
のであり、この意味では労務者雇用
制に関して、間接雇用制への移行
の問題と同様な基本的問題を有
している。

統治機構の面では、米民政府
が琉球政府の上に立つのであり、米
軍と琉球住民の間の民事請求権の
問題について（特に国家補償的な

問題に対して）その責任を有すべき
であるが、実際にはすでに述べた
ており米民政府が民事請求問題
に立入ることは少く、専ら琉球政
府と米軍の間でのみ交渉が行わ
れている。米民政府の態度は、
米国の一国家機関たる米民政府が
その他の国家機関（政府）に対する民事請求
について琉球住民の利益を代表
してその手助けをするのはまずいと

いらものである。~~[illegible]~~この点に関して、住民の権利保護の責務を有する米民政府と米軍との間でしばしば意見の相異があると伝えられている。

II. 沖縄における米軍構成員による犯罪の取り扱いについて、

日本本土においては、地位協定に規定されているとおり、日本側の等属的裁判管轄権および日米の裁判管轄権が競合した場合の日本側第1次裁判管轄権が明確に確立され、それに伴い、日本側警察権も地位協定およびそれに基づく日米間の細目取極め等により米軍構

成員に及ぶ場合が明らかにされており、米軍

警察権は原則的に基地内に限定され例外的に基地

周辺において認められているにすぎない。(地位協定第17条10(b))しか

し~~琉球~~沖縄においては琉球~~警察~~

政府の米軍構成員に対する裁判権は否定

されており、そのことから容疑者の逮捕

取調べ等も極度に制限されており、米

軍構成員に対する警察~~[illegible]~~権は~~[illegible]~~ほぼ排

除されている。以下問題点考えて

で

1 逮捕

米軍要員の犯罪に対する琉球警察

の逮捕権は著しく限定されている。布令

第87号「琉球民警察官の逮捕権」に

よれば、現行犯で米官憲が近くに居

合せていない場合に限られている。諸現

定の法律的解釈の問題とは別に、

実際に琉球民警察官が米軍要員を

逮捕するにあたっては、多くの困難があり、

たとえ逮捕したところで、捜査権はなく

身柄は米軍に引き渡さねばならず、実際に琉球警察が米軍要員を逮捕する場合は例外的なものと考えられる。

米軍と琉球政府によって合意された「捜査共助協定覚書」の第3条のうれによれば、琉球警察は米軍要員による刑事事件を覚知した時は、速やかに米軍捜査機関に通報し必要な協力をすることとされている。

2 捜査

たとえば琉球警察が米軍要員による容疑者を逮捕しても、捜査権は米軍憲兵（米軍捜査官）が行使し、琉球警察は単に米軍捜査官に援助を与えるにすぎない。

逮捕後憲兵隊に容疑者の身柄を引き渡す間の一時的に拘留をすることが可能であるが、通例は、容疑者の逮捕を米軍憲兵隊（容疑者の所属部隊が不明の場合は米軍憲兵隊本部）に通報し、すみやかに記録物件とともに文書にして

憲兵隊へ身柄の引渡しを行わなければならない。

~~[illegible]~~ 琉球警察も米軍による捜査に立合うことは認められているとのことであるが、それは米軍の捜査に援助するということであり、多くは捜査内容も知らされない。米軍の取調べ内容も特に琉球警察が要求しない限りは知らされない。~~[illegible]~~

~~実際上裁判権は米側にあるところから琉球警察の方に米側の取調べ内容を知らせて~~

~~に実者もはじ、これに要求が行われたことにすぎるとは考えられない。~~

3 米側への従属性

米軍の警察権が基地外にも大巾に行使されているところから、琉球警察の米軍要員に対する警察権は殆んど認められておらず、完全に米軍に従属している。そもそも琉球警察は米軍憲兵隊の下部機構として発足したもので、現在でも人事面、予算面において米側の強い統制下にあり

琉球警察の独立性は稀薄である

民政府の公安局と琉球警察との間には

直通の電話が設置され米側への報告義

務が課せられていることは米側と

琉球政府の緊密関係を象徴的に

あらわしている。最近のケースでは、琉球

警察の公安委員会制度について米民政府

の指令があり、米民政府の意向どおりに

改正されたことがあげられる。更に

質問において、（これは他の琉球政府

機関についても言えることであり）日本政

府からの援助金の使用等についても米民

政府の指導監督が行われているとの

ことであった。しかしこれらの事情は、琉球

政府および米民政府関係者から聴

取したものでなく、沖縄の日本政府連

絡事務所の警察関係担当者から知

らされた事実であり、琉球政府および

米民政府関係者は事実これら

事情について話をするのを避けた

がっているおりであった。

外務省